



# テミス通信

第 8 号 / 2014年3月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



夙川公園の桜

桜の芽が膨らみだして、日毎に春を感じる今日この頃です。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

春は、別れと出会いの季節。そして、新しいことに取り組みたくなる、スタートの季節でもあります。

何か、新しいことを初めてみてはいかがでしょう。

出来ないことが出来るようになったときの喜びは、子どもだけのものではありません。

いつまでも、学び取る心の瑞々しさをなくさないことが、心に喜びの種を蒔くことになるのではないのでしょうか。

今号は、日頃お問い合わせをいただいている事柄をテーマに、事務局が中心になって記事を書きました。その中の一つでも、興味をもって読んでいただけたら嬉しいです。

(佐井 恵子)

## 3月 卒業ソングといえば

- ・『卒業写真』 松任谷由実 (佐井)
- ・『仰げば尊し』 (山添)
- ・『さくら (独唱)』 森山直太朗 (石飛)
- ・『旅立ちの日に』 (門垣)



テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

# 署名が大切！！

## 署名は必要？

織田信長の「麟」字や豊臣秀吉の「悉」字などの花押（かおう）は、有名です。花押は、自署や権威を表す役割を果たしており、武家の発展とともに鎌倉時代に流行し、戦国時代に一気に多様化します。武士の署記方法として、右筆（書記）が文章を作成し、武士自らが花押を記すことが通例となっていました。現在でも、政府の閣僚の署名に花押が使われているようです。昔から、その文書の真正の担保に工夫がされていたようですね。

依頼者の皆様には、登記の際に複数の書類に署名捺印頂く場合があります。

それは、署名が何より大切と考えているからです。

委任状や遺産分割協議書、売買契約書、贈与契約書、会社の登記であれば取締役・監査役の就任承諾書等、様々な種類の書類があります。大切な、ここぞ！という書類については、署名をお願いしています。

確かに、署名の代わりに記名という方法もあります。代筆でも、氏名の彫られたゴム印や、パソコンで氏名を記載した書類を提出しても、法務局は登記を受理します。署名でないといけないという決まりがないためです。

## 佐井事務所では署名を大事にしています

それでも、私たちは、署名を非常に重要なものと捉えています。弊所で作成している書類は法律文書です。ご本人に署名捺印を頂くことで、一つ一つの書類が確かな**証拠書類**として完成すると考えています。また、署名と捺印の両方を頂くことで、**依頼者様の意思確認**をしています。

例えば、記名押印であれば、第三者が勝手に書類を作成して、自分の知らない内に登記がされていたということも考えられます。また、こんな登記を承諾した覚えはないといっているにもかかわらず、署名捺印済みの書類に直筆の署名があると、「そういえば・・・」と、忘れていたことを思い出すこともあるでしょう。

大切な不動産を贈与して、登記の名義も変わりこれで安心と思っていたのに、実は、書類を代筆してもらっていたため、後から、この筆跡は本人のものではない、勝手に、登記手続きをしたのではないかと問題になってしまった。そんなことになっては、せっかくの贈与が争いのもとになってしまいます。

所有権移転などの重要な登記の際には、証拠能力が高い署名捺印の方法をお願いしております。このような権利に関する登記の場合、委任状や契約書等の添付書類は、**受付の日から30年間法務局で保存**され、閲覧することができます（ただし平成20年7月21日以前の受付分は10年分までの保存となります）。1度法務局に提出した書類は**後から第三者が手を加えて改ざんすることはできません**。つまり、重要な書類について30年の間、証拠が保全されている訳です。

## 納得の登記手続き

私たちは、登記の名義が変わればよしとして仕事をしているのではなく、実体に則した書類を作成するように努めています。その上で、依頼者様に**登記の内容を理解し納得して**いただいてから、ご署名いただきたいと思えます。ここに署名捺印して下さいと指示され、よく分からないまま押してしまったということがないよう、読んだけれどよく分からない！と思われたときには遠慮無くお尋ね下さい。**分かりやすく説明させていただきます**。

そうしてこそ、登記をして安心と仰っていただけるものと確信しています。

（石飛佐和子）



# 株主総会シーズンを控えて

## 株主総会の開催時期

毎年6月の末頃になると、テレビで「株主総会のシーズンになりました」とニュースでその様子が放送されます。

なぜ、株主総会は6月に集中するのでしょうか。

株主総会には「定時株主総会」と「臨時株主総会」の2種類があります。文字通り定時株主総会は定期的に年1回、必ず開かなければならないもので、臨時株主総会は必要な時にいつでも開くことができます。

会社法で定時株主総会は、毎事業年度終了後一定の時期に招集すべき旨を定めていますが、具体的な期限のことまでは書いていません。会社は通常、流動的な株主数を把握するために「当社の株主です」と扱う締め切り日（基準日といいます）を定めており、総会で投票できる人は基準日までに会社の株主になった人に限りますと定めていることがほとんどです。そして、基準日を決めた場合は、**基準日から3ヶ月以内**しかその締め切り日の効力は使えないと会社法で決められています。

日本では事業年度の末日を3月31日（3月期決算）にしている会社が多く、そこから3ヶ月ぎりぎりの6月末に集中するわけです。業務の繁忙期の関係から、12月決算のビール会社や、実は2月末決算の百貨店もあります。

## 株主総会を開催しましょう

皆さんの中には、株主総会というと、実際に上場会社の招集通知を手にとって、これは面倒と思ったり、テレビを通じて、大きな会場での総会風景を見聞きしても自社とは関係のないことといったイメージがあるのではないのでしょうか。

ところが、**中小企業に求められている株主総会は、そんなに難しいものではありません。**会社の会議室はもちろん、株主を招いてホテルで食事をする前に開催ということでも大丈夫です。

そこで、本稿では簡単に株主総会の概要を説明します。

### I 【取締役会（取締役会がない場合は取締役の決定）で総会の日程・場所を決定】

決定で定める事項（会社法298条）

- ①株主総会の日時及び場所
- ②株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③出席しない株主が書面か電磁的方法で議決権を行使できることとする場合はその旨
- ④その他法務省令で定める事項

※この内容が招集通知の内容となります。

招集通知に③の議決権行使書面を同封するには注意が必要です。**株主総会参考書類を同封する義務**が生じます。求められる情報量が格段に増えてきますね。むしろ、**代理人を株主に限る旨の定款規定**を置いて、議決権の代理行使を認める方が、事務の負担が少なくすみ、会社法のメリットを活かすことができます。

## II 【各株主へ株主招集通知の発送】

### ①招集通知の発送時期（会社法299条1項）

発送時期は会社形態により異なります。公開会社は総会日の2週間前までですが、非公開会社（全ての株式に譲渡制限規定のある会社）は、以下の表のとおりです。

非公開会社の場合	取締役会設置会社	取締役会非設置会社
書面・電磁的方法で議決権行使が可能	株主総会日の2週間前までに発送	
書面・電磁的方法で議決権行使が不可	株主総会の日前の1週間前	原則：株主総会日の1週間前 例外：定款で短縮した〇日前

### ②招集通知の方法（会社法299条2項）

原則書面で通知します。取締役会を置かない会社は、口頭や電話でもOKです。議案についての説明も、計算書類を送る必要もありません。

## III 【総会の開催】

決議の方法は、議案によって異なります。計算書類の承認や役員報酬・剰余金の配当といった議案において、殆どの定款は定足数を外し、出席した株主の議決権の過半数をもって行います。定款変更や第三者割当増資などについては、ハードルは高く、原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が総会に出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成をもって行います。

議案毎の決議要件については、お気軽にお問合せ下さい。

## IV 【議事録の作成・保存】

株主総会の議事については、議事録を作成することとされており、株主総会の日から10年間会社の本店に備え置くこととされていますが、（会社法318条）できる限り、期限なく保存しておくことをお勧めしています。

### 株主総会議事録の記載事項

株主総会議事録の記載事項は主に以下のとおりです。（会社法施行規則72条3項）

- ①株主総会が開催された日時及び場所
- ②株主総会の議事の経過の要領及びその結果
- ③次に掲げる規定により株主総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ④総会に出席した、役員等の氏名又は名称
- ⑤株主総会の議長
- ⑥議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

よく、株主総会に押印する印鑑について質問をいただきます。

会社法は、取締役の押印を求めていませんが、自社の場合はどうなのか？ 定款に、「議長及び出席取締役が記名押印する」となっていれば、議長及び出席取締役が記名押印する必要があります。どうぞ、定款を確認なさってみて下さいとお答えしています。

(山添・佐井)

## 佐井事務所 スタッフ紹介

テーマ「消費税増前に  
買いたいもの」



佐井 恵子  
司法書士  
米、水、そして車



山添 健志  
司法書士  
時計



石飛 佐和子  
事務局  
Bianchiの自転車



門垣 佳代子  
事務局  
テニスラケット

## えがお基金 日経新聞の取材を受けました！

昨年の12月、突然日本経済新聞の記者の方から連絡があり、「えがお基金」について取材をしたいとの連絡がありました。「えがお基金」というのは、当事務所が全国の認知症の方の支援になればという思いで、公益財団法人・大阪コミュニティ財団において設置した基金です。

「コミュニティ財団」とは企業や個人が作った自分の基金を、一括して管理・運営を行うシステムの、地域に密着した財団を指します。大阪コミュニティ財団では設置されている基金の7割が個人の寄付で設けられています。「えがお基金」の詳細は「テミス通信第3号」で紹介していますので、よろしければホームページにありますバックナンバー等でご覧ください。

ささやかな基金であったため、取材を受けるとは、思ってもみなかったのですが、気持ち程度の寄付で、世の中の為に少しでも役立っているのかなと嬉しくなりました。

規模の大きな社会貢献は難しいけれど、小さな事務所でできることをコツコツとこれからも日頃の感謝を込めて少しずつでも継続できればいいなと思っています。



上図・取材の様子

※記事は、日経新聞 2014年1月21日夕刊・11面に掲載されました。

## ご近所探訪 ～中之島バラ園編～



3月になり、いよいよ春めいてきました。お花見の計画は立てられたでしょうか？ 大阪城公園、造幣局と大阪には桜の名所が多いですね。そして、少し気が早いですが、5月には中之島公園のバラが見頃を迎えます。

約310品種の、色とりどりのバラが楽しめます。よく見れば、日本で品種改良されたものも。

左図  
昨年5月下旬頃

佐井司法書士事務所から徒歩9分、西天満の交差点を南に渡り、裁判所の前を通り旧天満警察署前で橋を渡ると右手に中央公会堂、そして左手にバラ園が見えてきます。東西500メートルほどの敷地におよそ3700株ものバラが咲いているのは圧巻の光景です。ぜひご覧ください！



## 任意後見人の実務 研修講師

平成26年1月25日、大阪司法書士会館にて、公益社団法人リーガルサポートの連続研修の一コマ90分の講師を佐井が担当しました。与えられたテーマは、「任意後見の基礎実務(相談・契約含む)」。近畿一円から140名ほどの司法書士が参加しました。

家庭裁判所は、リーガルサポートの研修単位を履修した会員司法書士を、成年後見人の候補者として名簿登録し、そこから第三者後見人として選任します。従って、いつもの一般の方向けセミナーと違い、制度の紹介に留まらず、より具体的な実務に役立つ話や、あるいは司法書士として任意後見契約に取り組む意義をどう考えるかということをお話しました。

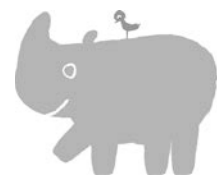
任意後見契約は、自分のできることに制約をかけず、将来判断力が衰えた時に備えて、誰に何をしてもらうかを予め委任しておく契約です。将来は、どこでどう暮らしたいか、お孫さんに毎年贈与したいとか、相続人になったとき、自分は相続しなくて良いとかの判断を任意後見契約にしておくことができます。

法定後見人とは似ていて違う任意後見人。これからも、自分らしく最後まで暮らすための選択肢の一つとして取り組んでいきます。  
(佐井恵子)



## テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・花粉が飛び交う季節となりました。涙目になってしまうので、今年は、花粉症対策のサングラスにマスクという、かなり怪しい姿で歩いています。もうしばらく続きそうですが、皆さまもご自愛下さい。
- ・2月13日・14日と、中小企業家同友会の全国研修会(広島市)に参加しました。分科会では、「超高齢化社会と企業経営」というテーマで、家族の崩壊と単身者男性が親の介護を担っている現状報告から、超高齢化社会は、企業経営の大きなリスクであり対策が急務であるという、臨床社会学者春日キスヨ先生からの問題提起がありました。働き盛りの男性の突然の退職に繋がっているとは認識できていませんでした。司法書士会や家庭裁判所に、そして会社経営者の皆さま方に、そういった視点が必要であることをお伝えする宿題を持ち帰りました。
- ・1月25日任意後見の講義のあと、無事役目を果たせたという解放感たっぷりで、梅田ガーデンシネマに「ハンナ・アーレント」を観に行ってきました。「思考停止が悪を生む。考えることで人間は強くなる。」そう語りかける彼女の凜とした姿勢が素晴らしく魅力的でした。お薦めの映画です！



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。  
ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>